

院内がん登録について

1. 院内がん登録とは

『院内がん登録』とは、病院で診断されたり、治療されたりした全ての患者さんについての情報を診療科問わず病院全体で集め、その病院のがん診療がどのように行われているかを明らかにする調査です。（国立がん研究センターホームページがん登録の仕組みより）

2. 院内がん登録の実施

「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」において院内がん登録は、

- ①健康局長総務課長が定める「標準登録様式」に基づく院内がん登録を実施すること。
- ②がん対策情報センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。
- ③毎年、院内がん登録の集計結果等をごん対策情報センターに情報提供すること。
- ④院内がん登録を活用することにより、当該都道府県が行う地域がん登録事業に積極的に協力すること。

と定められています。当院はがん診療連携拠点病院に指定されており、指針に基づいて院内がん登録を実施しております。

登録項目は「がん診療連携拠点病院 院内がん登録 標準登録様式」に準拠し、がんの部位や組織型は「国際疾病分類－腫瘍学 ICD-O」、病期分類（ステージ分類）は「UICC－TNM 悪性腫瘍の分類」を使用して院内がん登録を行なっています。

3. 院内がん登録の情報収集と利用

1) 情報収集

院内の電子カルテに蓄積された情報に基づき、国立がん研究センターによる院内がん登録実務者研修を終了した職員が登録を担当しています。

がん診療を評価する指針として用いられる生存率の算定のために、登録させていただいたがん患者さんの生存確認調査を定期的に行ない、必要な予後情報を収集します。院内において予後情報が把握できなかった場合には、住民票照会による生存確認調査を実施しています。

2) 利用

- 院内の診療実態の把握
- 地域のがん対策利用：長野県が実施する地域がん登録に提供
- 国のがん対策利用：国立がん研究センターがん対策情報センターへ提出

院内がん登録の個人情報利用について、患者さんからの撤回・変更等の申し出がない限り同意をいただかずに利用させていただきますのでご了承ください。

なお、地域がん登録への利用を除き、個人を識別あるいは特定できない状態にして利用いたします。

登録データに関わる個人情報の取扱いについては、社会医療法人慈泉会の「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて(保護方針詳細版)」に基づき情報漏えいのないよう最大限の注意を払っております。

※ 院内がん登録についてご質問・ご意見等がございましたら、がん登録・統計調査課にお申し出下さい。